



第4章 | 原子力災害



高台避難階段



第4章 | 原子力災害



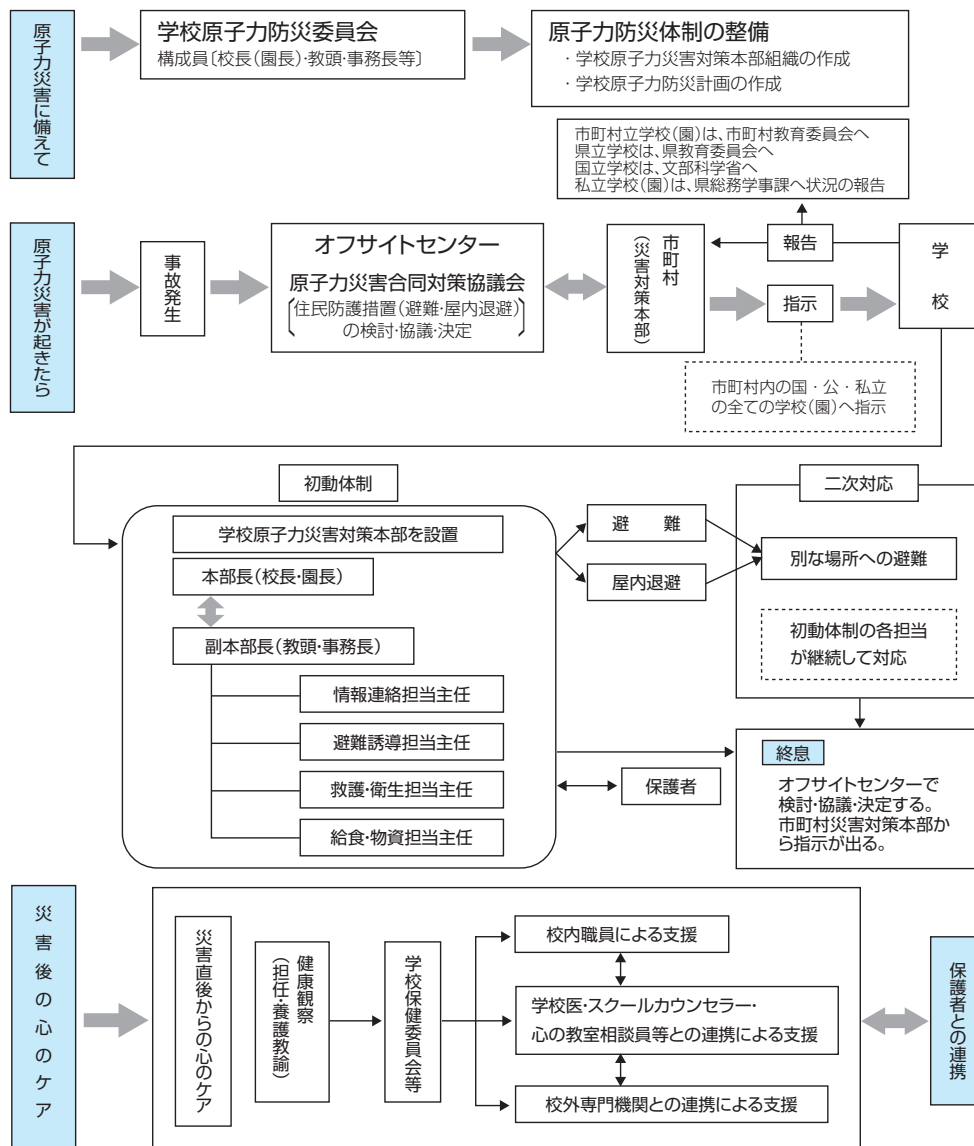
1 事前の危機管理

(1) 原子力防災体制の整備

① 原子力防災体制の整備

校長は、地域の実情等を踏まえて、原子力災害に備え、学校原子力防災委員会を設置するとともに、年間を通して行われる安全指導計画の中に、原子力災害安全指導計画を位置付ける等、原子力防災体制の整備に努め、原子力災害が発生したときに児童生徒等及び教職員の安全が確保できるようにしなければならない。

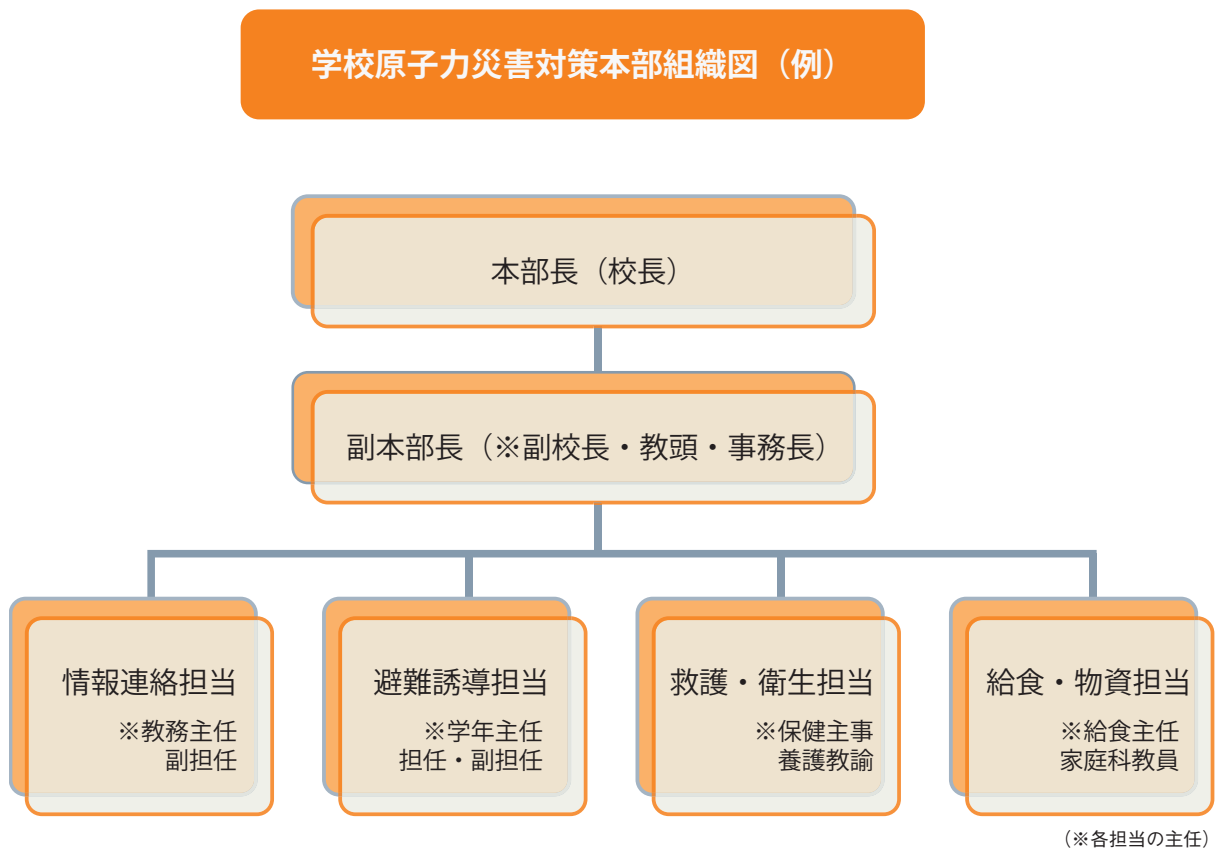
ア 学校原子力防災体制体系図



イ 学校原子力防災委員会の設置

校長は、原子力災害に備え、児童生徒等及び教職員の安全を確保するため、副校長、教頭、事務長等を構成メンバーとする防災委員会を設置し、学校における防災計画の作成等防災体制の整備に努める。

なお、校長を本部長とした学校原子力災害対策本部組織を整備し、災害時の学校内における連絡体制や避難・屋内退避時における教職員の役割分担を平素から明確にしておく。



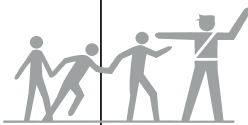







ウ 学校原子力災害対策本部の役割

担 当	災害に備えての役割	災害時における役割	担当者(例)
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ●全教職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。 ●保護者に対し、原子力防災時における学校の対応策や避難場所について周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校原子力災害対策本部を設置し、市町村からの指示に従い、全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。 ●市町村立学校においては、市町村教育委員会へ、国立学校においては、文部科学省へまた、私立学校においては、県総務学事課へ、県立学校においては、県教育委員会へ随時状況の報告をする。 	校 長
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ●全教職員に対して、災害に備えての防災体制について共通理解を図るとともに、周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●本部長を補佐し、教職員の災害活動が迅速かつ適切に行えるよう各担当との連絡調整を行う。 ●各担当からの的確な情報を把握し、本部長に報告する ●諸関係機関及び報道機関に対する対応の窓口となる。 	※副校長 教 頭 事務長
情報連絡	<ul style="list-style-type: none"> ●情報を迅速かつ的確に伝達できる連絡網を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒等の避難状況等について保護者からの問い合わせに対応する。 ●避難所（屋内待避所も含む）の見回り等を行い、避難状況や屋内退避状況を把握し、的確な状況を副本部長へ報告する。 ●避難している児童生徒等に必要な情報を提供する。 ●全ての情報を副本部長に報告する。 	※教務主任 副担任
避難誘導	<p>避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村が手配する車両に児童生徒等が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場所までの経路を作成し、その周知徹底を図る。 <p>屋内退避</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校における屋内退避は、担任の指揮の下、教室へ退避させるため、教室に安全かつ迅速に集合できるための経路を児童生徒等に周知させる。 	<p>避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒等を速やかに屋内に退避させ、その後、児童生徒等に状況の説明をし、指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序よく乗車させる（自家用車の場合もある）。 ●原則として担任は児童生徒等と行動を共にし、児童生徒等がパニックを起こさないよう適切な指示をする。 ●避難が完了したときは、速やかに副本部長に報告する。 <p>屋内退避</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教室内へ安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、児童生徒等に状況の説明をし、次の指示が出るまで教室内で待機させる。 ●避難が完了したときは、速やかに副本部長に報告する。 	※学年主任 担 任 副担任
救護・衛生	<p>避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ●救急用品の確保及び救護体制を整備する。 	<p>避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所に設置される救護所との連携・協力を図り、児童生徒等及び教職員に対する的確な救護と応急的な措置及び健康観察を行う。 <p>屋内退避</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに市町村災害対策本部に連絡をし、その指示を受ける。 	※保健主事 養護教諭
給食・物資	<ul style="list-style-type: none"> ●搬入される物資の保管場所をあらかじめ確認しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村災害対策本部との連絡の下、必要な物資の確保とともに適切に配給する。 	※給食主任 ※家庭科教員

(※各担当の主任)

工 情報連絡体制

情報連絡体制	説明
<p style="text-align: center;">事故発生</p> <p style="text-align: center;">  オフサイトセンター 原子力災害合同対策協議会 住民防護措置（避難・屋内退避） の検討・協議・決定 </p> <p style="text-align: center;">   </p> <p style="text-align: center;">市町村 (災害対策本部)</p> <p style="text-align: center;">   </p> <p style="text-align: center;">*指示 指示 *連絡</p> <p style="text-align: center;">学 校 (学校原子力災害対策本部)</p> <p style="text-align: center;">   </p> <p style="text-align: center;">避難 屋内退避</p> <p style="text-align: center;">  </p>	<p>原子力事業所における事故により、環境への基準以上の放射性物質の放出等異常な事象が発生した場合は、事故発生事業所の原子力防災管理者は、直ちに、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき国、県、所在市町村、関係機関等に通報する。</p> <p>オフサイトセンターは、原子力災害時に、国、県、市町村、原子力事業者等が一堂に会し、災害対策を行う拠点施設である。</p> <p>市町村は、住民（学校を含む）の避難のために、避難計画等の基本型を定める。 事故の際には、これを基に、風向き等も計算に入れて避難等の措置を行う。 オフサイトセンターから情報を受けた市町村は、あらゆる広報手段を使って情報を伝達する。 学校は、独自の判断での行動をとらずに市町村災害対策本部からの指示に従って行動すること。 学校において緊急的な医療行為等の必要が生じた場合は、直ちに市町村災害対策本部に連絡をし、その指示を受ける。</p> <p>[市町村災害対策本部から指示] 避難とは：市町村災害対策本部からの指示により、市町村が手配する車両によって、放射線被ばくをより低減できる予め指定された避難場所へ移動すること。学校は、避難の指示が出た場合、速やかに児童生徒等を屋内に避難させ、その後、市町村の手配する車両に安全に乗車できる体制をとる。 屋内退避とは：市町村災害対策本部からの指示により、教室等の屋内に退避することにより防護・防御を図ること。 学校は、屋内退避の指示が出た場合、児童生徒等を速やかに教室等に避難させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、次の指示が出るまで教室等にて待機させる体制をとる。</p>

② 場面に応じた災害への対応

校長は、原子力災害時の、学校における児童生徒等のいろいろな場面を想定した対応策を講じておくとともに保護者に対しても周知する。

場 面	
登 下 校 中	●児童生徒等及び保護者に対して、防災無線や広報車等の放送をしっかりと聞いて指示に従うよう周知徹底を図っておく。
授 業 中	●避難・屋内退避のための体制整備を講じておく。
学校外活動中	●施設のある地域で、大会参加や校外学習等の活動中の災害に対しては施設管理者や大会本部及びその地域の市町村災害対策本部の指示に従って、児童生徒等の安全を確保する体制を整えておく。 ●施設のある地域に学校があり、大会参加や校外学習等で他の地域で活動中に災害が発生したときは、学校は引率者に連絡を取り、安全な地域に待機させる体制を整えておく。
休 業 日 勤 務 時 間 外	●学校に来ている教職員が、市町村災害対策本部からの指示に従って児童生徒等の安全を確保できる体制及び保護者に対する連絡体制を整えておく。 ●自宅にいる教職員は、自宅が屋内退避対象地域でないときは、可能な限り避難所へ向かい、児童生徒等の所在確認及び、避難所運営への支援協力体制を講じておく。

③ 災害用品の整備

本部の各担当は、災害時に必要な物品について、その整備と定期的な点検を行う。

担 当	原子力災害時に必要な物品	保管場所
連 絡	トランシーバー ハンドマイク 携帯ラジオ 児童生徒等名簿	職員室・放送室
誘 導	ホイッスル ハンドマイク マスク 懐中電灯 児童生徒等名簿	職員室・放送室
救護衛生	救急箱 健康観察カード 毛布 保温用具	保 健 室

④ 児童生徒等の帰宅方法

学校は、災害が収束し、市町村災害対策本部から避難や屋内退避措置の解除指示がでた場合における児童生徒等の帰宅方法について、保護者への引き渡し、教職員や保護者の引率による集団下校等、児童生徒等の状況や地域の実情等を踏まえてあらかじめ定めておく。

(2) 避難訓練の計画的実施

避難訓練は、災害発生時に児童生徒等が常に安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うとともに、災害時に地域や家庭において、自ら進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになることを目指して行われるように、次のような点に留意する必要がある。

① 発生時の情報収集と児童生徒等への情報伝達

学校の近隣における原子力関連施設の設置状況や災害発生時の措置について、あらかじめ把握しておく。放射線は無味無臭であり、そのレベル、被ばくや汚染の程度等を知覚することは不可能である。よって、緊急事態においては、県、市町村等の災害対策本部からの指示や情報が唯一のよりどころとなる。

災害発生時には、災害対策本部と綿密に連絡をとることが不可欠である。併せて、事前に災害発生時における県や市町村等の対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の仕方、児童生徒等のとるべき行動等について把握しておく必要がある。

災害発生時には、まず、テレビ、ラジオ、広報車、インターネット等、様々な手段で伝達される情報を入手する。その際には、情報の正確性に留意し、災害対策本部の情報から状況等を把握するとともに、屋内退避・避難等の対応方針について指示を受ける。

② 適切な退避と避難行動

対応方針に応じて、児童生徒等に対してとるべき行動の指示をする。例えば、戸や窓を閉めたり、換気扇、空調設備等を止めたりする等、外気を遮断する等の具体策をとる。なお、災害対策本部からの指示を受けた際、屋外にいた児童生徒等については、顔や手の洗浄、シャワー等が必要な場合もある。また、必要になった場合の保護者との連絡方法についても検討しておく。

ア 正確な情報提供

万一、原子力緊急事態が発生した場合には、国、県はテレビ、ラジオ等による緊急放送を実施する。また、市町村は、防災行政無線、広報車、CATV等を通じて地域に向けて知らせる。漁船や船舶には、漁業無線や海上保安庁の巡視船で知らせる。

◆一斉放送 ◆テレビ ◆広報車 ◆漁業無線 等

イ 屋内退避

屋内に退避することは、屋根や壁等で放射線を遮ることになるので、外部被ばくを低減させる効果がある。また、屋内の気密性を高めることで放射性物質の侵入を抑え内部被ばくを抑えることもできる。屋内退避は、避難に比べて日常生活に近く、テレビ・ラジオからの報道に接することができるため、予測被ばく線量が小さいときに有効であると考えられる。

◆換気扇等を止める。
◆外から帰ってきた人は顔や手を洗う。
◆防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等の正しい情報を収集する。
◆食器にフタをしたりラップをかける

※ コンクリート屋内退避

コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮蔽効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部・外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。個人住宅の屋内退避では、被ばくの低減効果が小さい場合があり、コンクリート建屋への退避指示が行われる場合がある。

ウ 避難

避難は、環境へ放出された放射性物質から遠く離れ、放射線による外部被ばく及び内部被ばくを防ぐための手段である。

避難に当たっては、県や市町村の指示に従う。

◆集合場所へは徒歩で行く。	○隣近所にも知らせる。
◆ガス・電気を消火消灯する。	○病人、お年寄り、自力での避難が困難な人は市町村に連絡する。
◆持ち物は最小限にする。	○持病のある人は、常備薬を忘れずに持つ。
◆戸締まりをしっかりとる。	

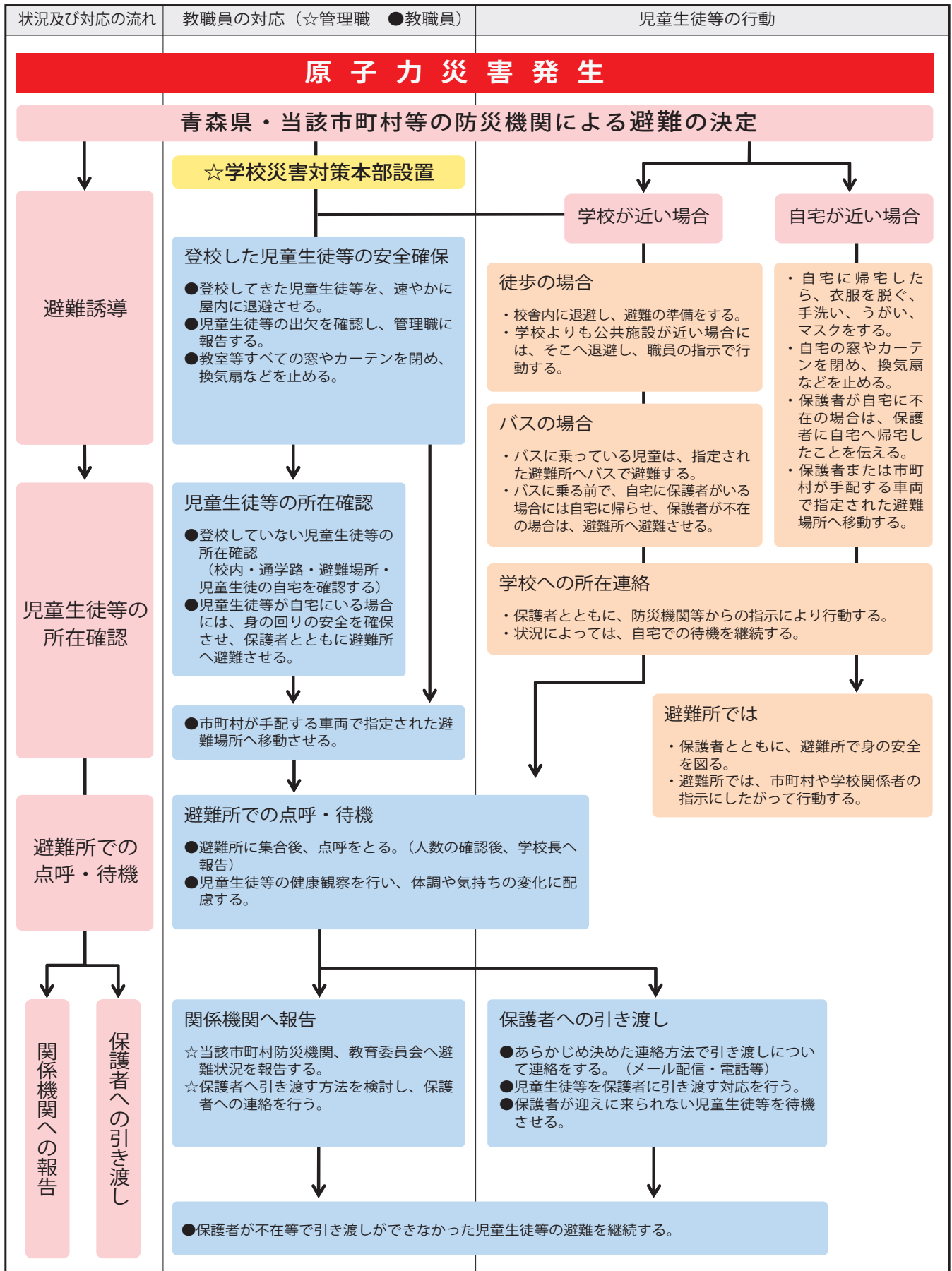
2 災害時の危機管理

(1) 災害発生時における対応

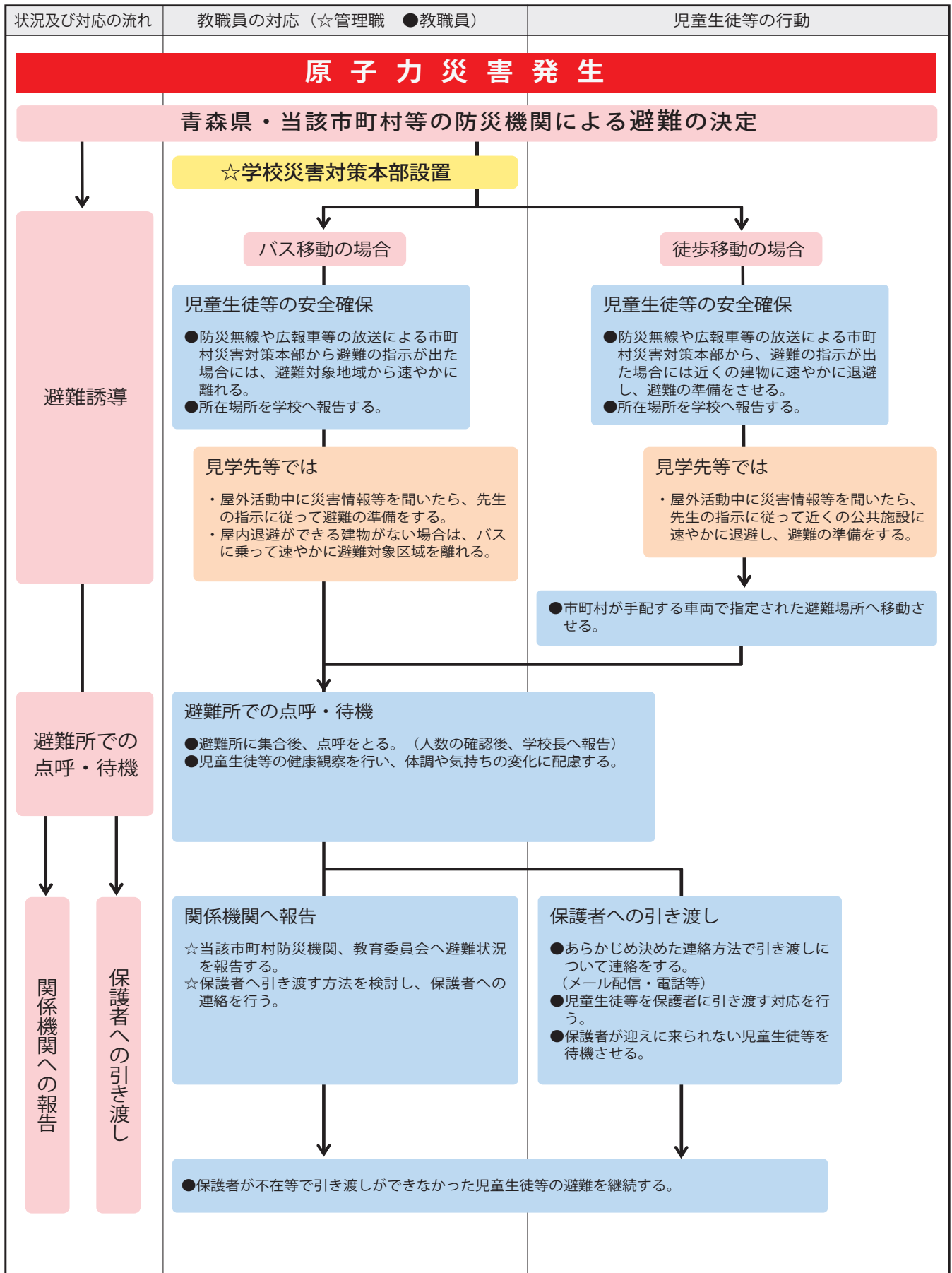
① 避難の場合

ア 管理下（校地内）

状況及び対応の流れ	教職員の対応（☆管理職 ●教職員）	児童生徒等の行動
原子力災害発生		
青森県・当該市町村等の防災機関による避難の決定		
	☆学校災害対策本部設置	
避難誘導	児童生徒等の安全確保 ●校内放送等で屋外にいる児童生徒等を校舎内へ退避させ、避難の準備をさせる。 ●児童生徒等の把握に努め、校長へ報告する。 ●市町村が手配する車両で指定された避難場所へ移動させる。 ●市町村災害対策本部から児童生徒等の避難場所を防災無線等により広報する。	<ul style="list-style-type: none"> ・放送等の指示をよく聞き、落ち着いて教職員の指示に従う。
避難所での 点呼・待機	避難所での点呼・待機 ●避難所に集合後、点呼をとる。（人数の確認後、学校長へ報告） ●児童生徒等の健康観察を行い、体調や気持ちの変化に配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ・点呼には、すばやく応じる。 ・手洗い、うがいをする。 ・マスクをする。
関係機関への報告	関係機関への報告 ☆当該市町村防災機関、教育委員会へ避難状況を報告する。 ☆保護者へ引き渡す方法を検討し、保護者への連絡を行う。	
保護者への引き渡し	保護者への引き渡し ●あらかじめ決めた連絡方法で引き渡しについて連絡をする。（メール配信・電話等） ●児童生徒等を保護者に引き渡す対応を行う。 ●保護者が迎えに来られない児童生徒等を待機させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従い、保護者とともに防災機関等からの指示により行動する。 ・状況によっては、避難場所での待機を継続する。
	●保護者が不在等で引き渡しができなかった児童生徒等の避難を継続する。	



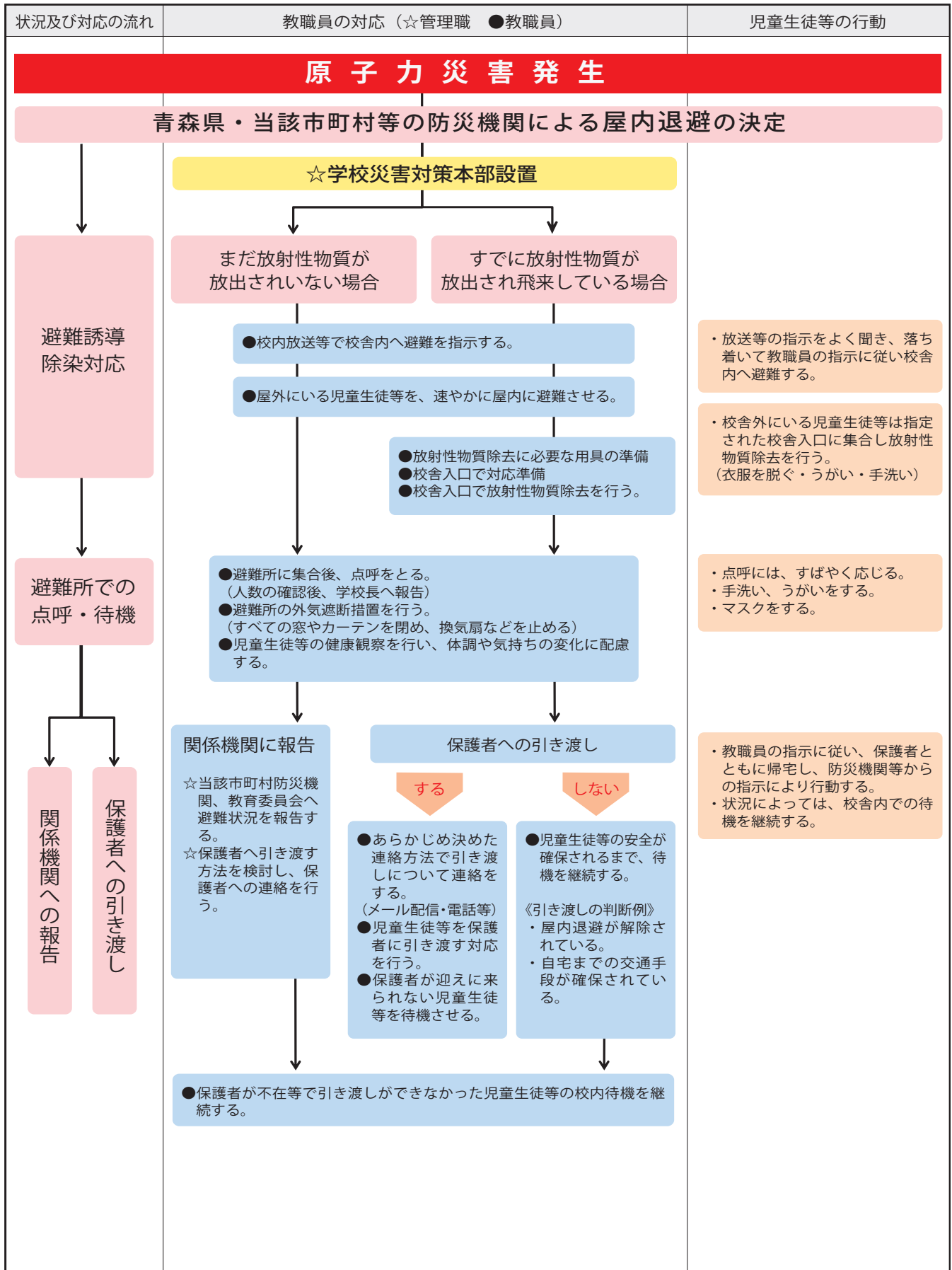
ウ 管理下 (校外活動時)



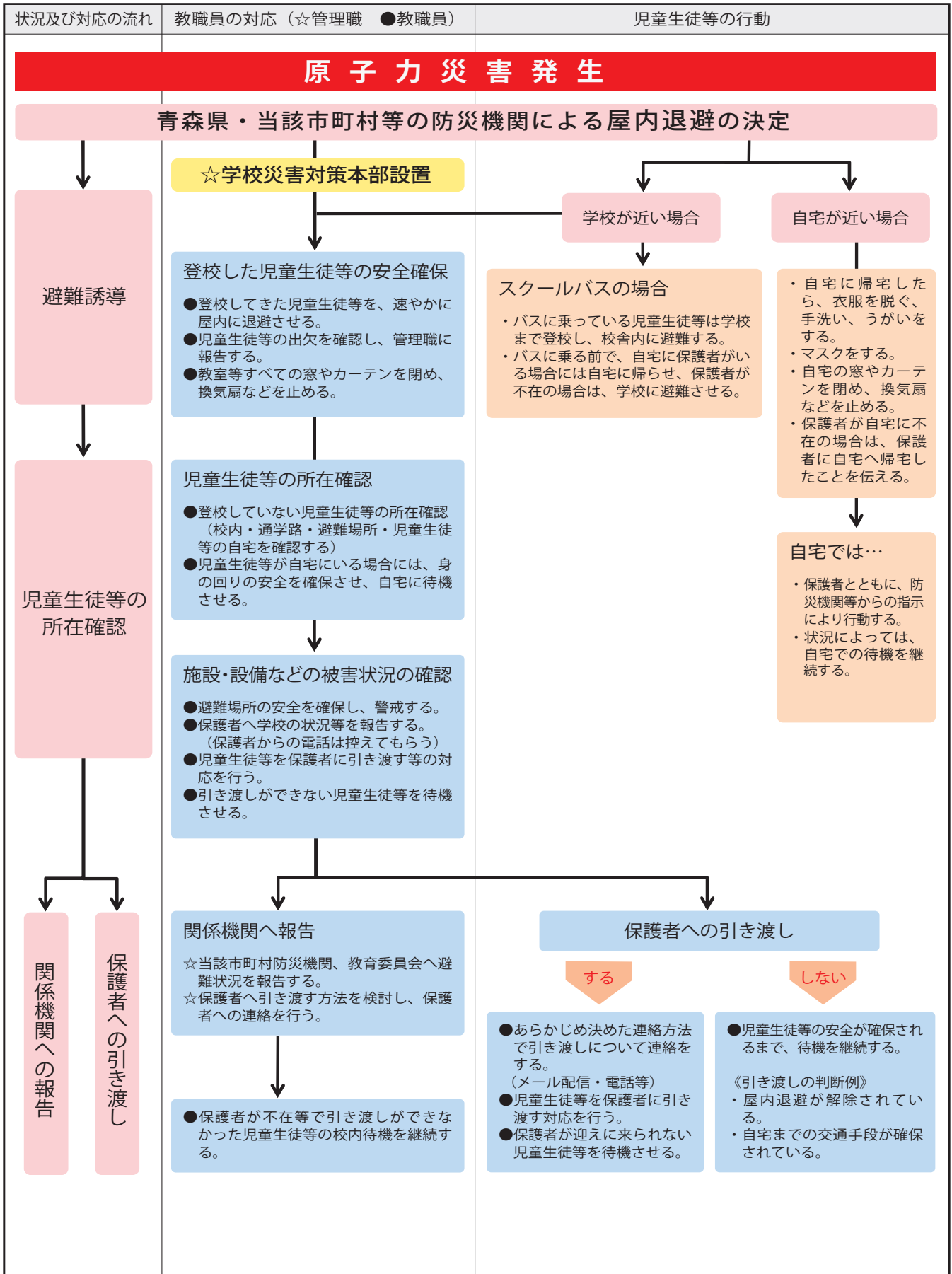
状況及び対応の流れ	教職員の対応（☆管理職 ●教職員）	児童生徒等の行動
原子力災害発生		
青森県・当該市町村等の防災機関による避難の決定		
	☆学校災害対策本部設置	
安全確認	<p>教職員の安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所在場所を学校へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災無線や広報車などの放送を聞き、市町村災害対策本部からの指示に従う。
	<p>児童生徒等の安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職員は自宅が屋内退避対象地域でない場合に、可能な限り勤務校が指定されている避難所に向かい、避難所で児童生徒等の所在を確認し、学校へ報告する。 	<p>自宅や避難所では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が避難対象地域の場合は、保護者とともに避難所へ避難し、身の安全を守る。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係機関への報告</div> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保護者への引き渡し</div> </div>	<p>関係機関への報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 当該市町村防災機関、教育委員会へ避難状況を報告する。 ☆ 保護者へ引き渡す方法を検討し、保護者への連絡を行う。 	<p>避難を継続しながら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報や避難先を学校または避難所にいる教職員に連絡する。
	<p>保護者への引き渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒等および家族の安否確認。 ● 保護者への休校等の連絡をする。 	

② 屋内退避の場合

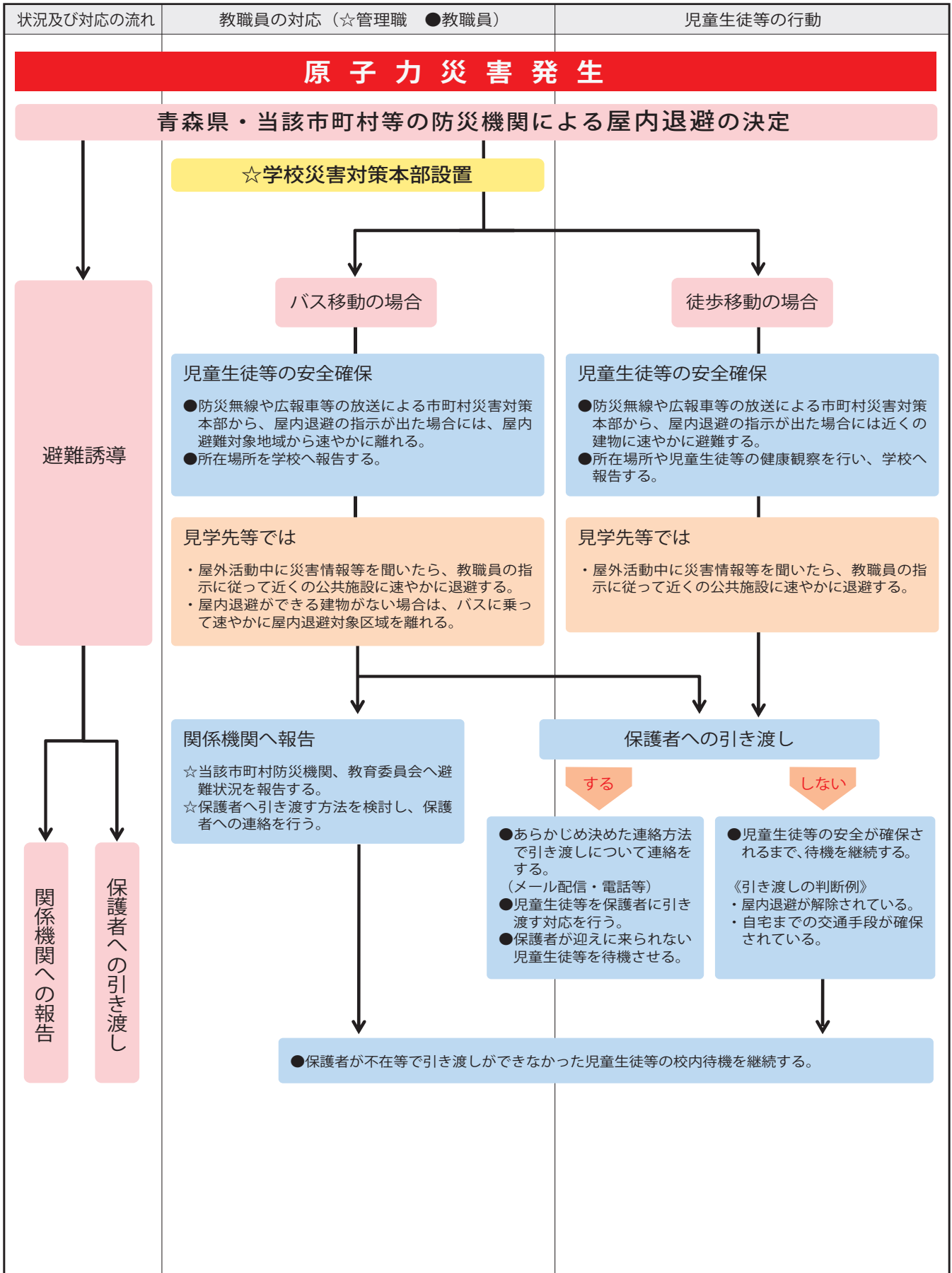
ア 管理下（校地内）

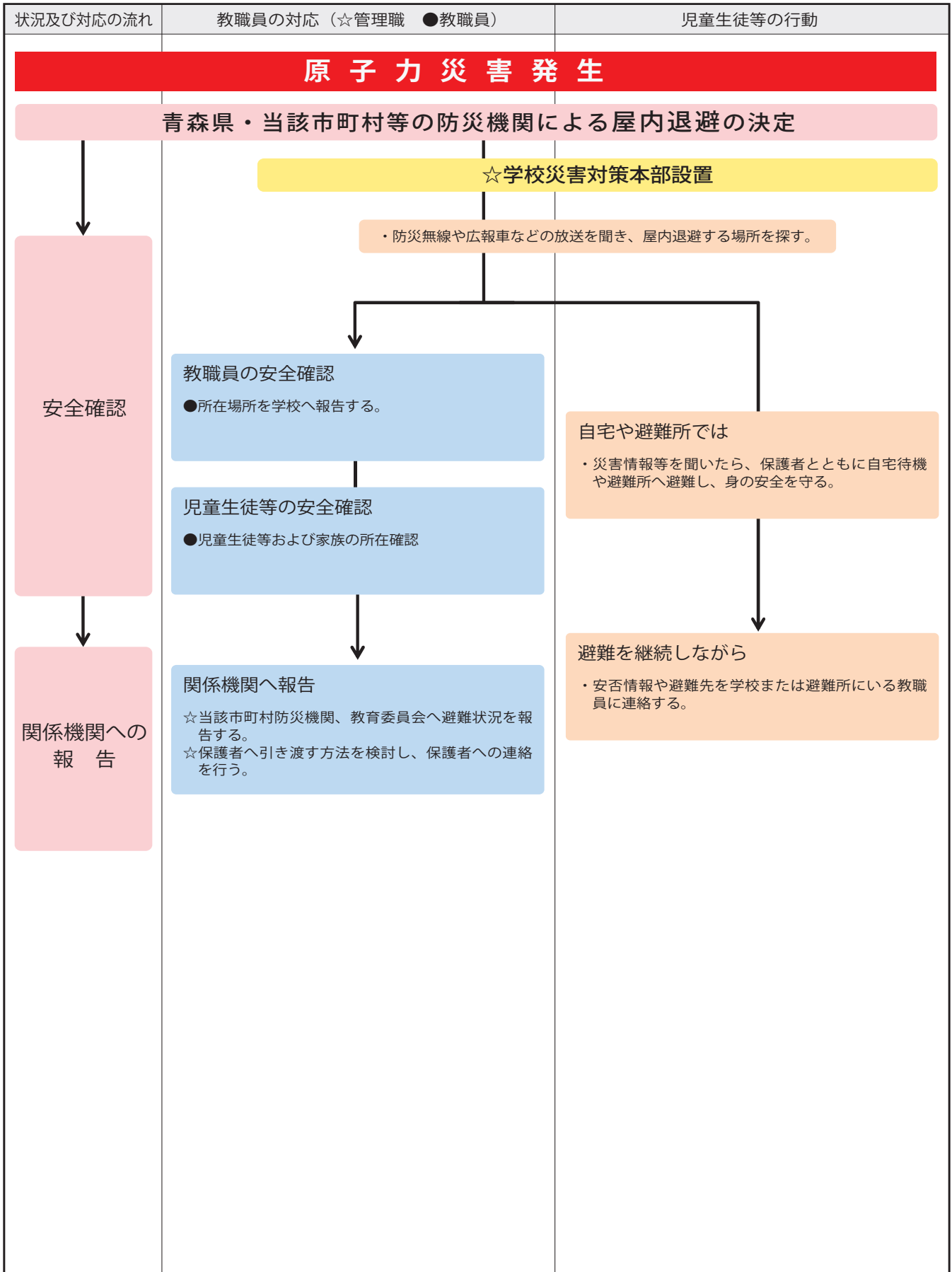


イ 管理下（登下校中）

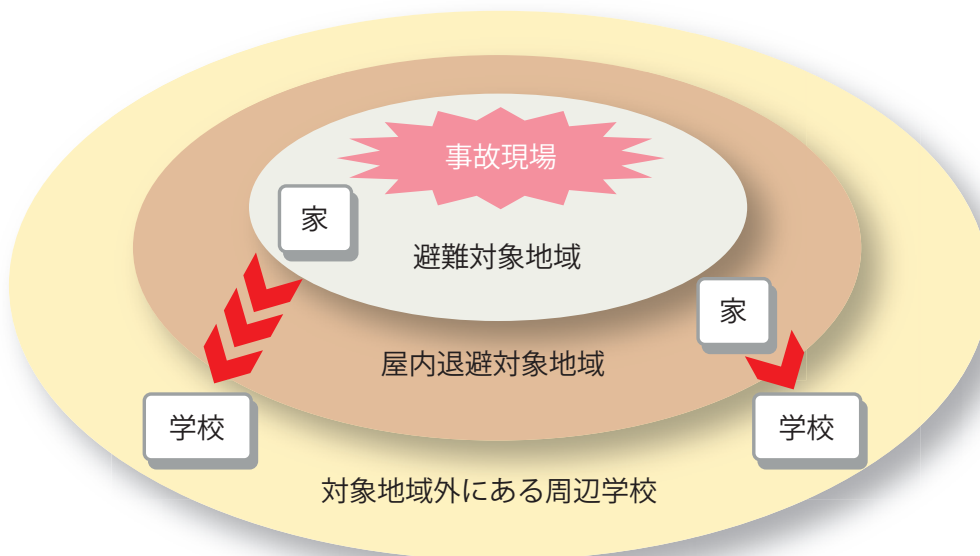


ウ 管理下（校外活動時）





(2) 避難及び屋内退避対象地域から対象地域外の学校に通学している児童生徒等への対応

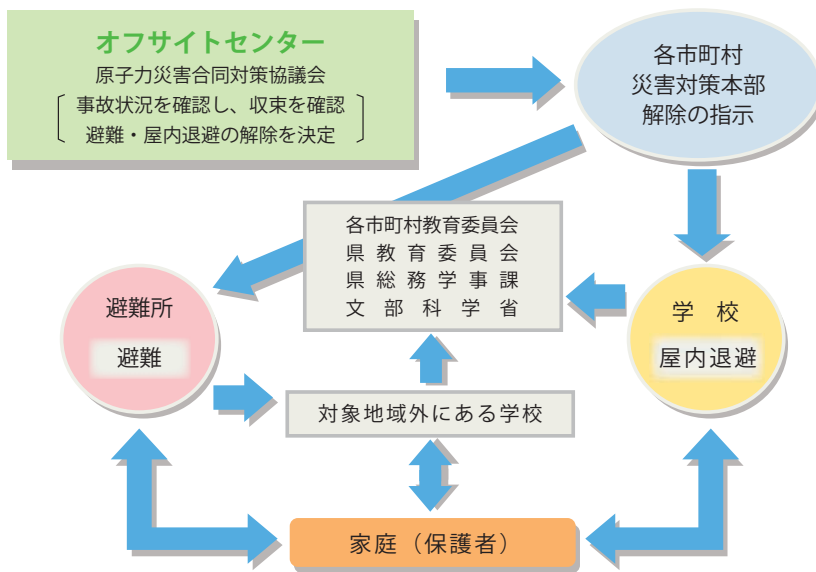


学校は、原子力事業所のある地域から通学している児童生徒等がいる場合は名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握しておく。

	児童生徒等の動き	教職員の動き
原子力災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ①教職員から、災害発生についての説明を聞く。 ②保護者が学校まで迎えに来た場合、教職員の許可のもと、安全な地域の避難所や親戚宅等へ向かう。 ③保護者と連絡が取れない場合は、学校で待機する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①災害発生状況等を把握し、児童生徒等が不安にならないように、適切に伝える。 ②保護者に迎えを依頼し、安全な地域の避難所や親戚宅等へ行くよう要請する。 ③保護者と連絡が取れない場合は、学校で待機させる。その間、不安を取り除くような配慮をする。 ④今後の対策について、市町村立学校は市町村教育委員会と、県立学校は県教育委員会と、国立学校は文部科学省と、私立学校は県総務学事課と協議し、対応する。
避難・屋内退避が解除になったら	<ul style="list-style-type: none"> ①保護者が迎えに来た場合は一緒に帰る。 ②教職員の指示で、安全に気を付けて下校する。 ③帰宅したら電話等で学校に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①保護者が迎えに来た場合は一緒に帰宅させる。 ②安全の確認をして集団下校等により下校させる。 ③帰宅状況について、その把握に努め、校長（園長）へ報告する。

3 原子力災害が収束したら

原子力災害の収束は以下の流れで伝達され、その後、避難所又は屋内退避措置となっている学校は児童生徒等の保護者への引き渡しを行う。



	児童生徒等の動き	教職員の動き
避難している場合	①教職員から、避難の解除についての説明を聞く。 ②避難所へ保護者が迎えに来た場合は、確認をして一緒に帰る。 ③学校・家庭まで戻る準備をする。 ④車両へ乗る時には、落ち着いた行動をとる。 ⑤学校へ着いたら教職員の指示で、安全に気を付けて下校する。	①市町村災害対策本部から避難解除の指示を受ける。 ②解除の指示によって、学校へ戻る準備をさせる。 ③市町村が手配する車両で学校まで移動させる。 ④学校へ戻ったら、児童生徒等の把握に努め、副本部長へ報告する。 ⑤副本長の指示により、児童生徒等の状況や地域の実情を踏まえて帰宅させる。 ア 保護者への引き渡し イ 教職員や保護者の引率による集団や複数による下校
	①保護者は、帰宅した後に健康観察を行い、児童生徒等に異常があった場合にはすぐに学校へ連絡する。	①連絡を受けた学校は、健康状況を集約し、市町村立学校は市町村教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へ、国立学校は文部科学省へ、私立学校は県総務学事課へ報告する。
屋内退避している場合	①教職員の指示で、安全に気を付けて下校する。 ②保護者が迎えに来た場合は一緒に帰る。	①市町村災害対策本部から屋内退避解除の指示を受ける。 ②副本長の指示により、児童生徒等の状況や地域の実情を踏まえて帰宅させる。 ア 保護者への引き渡し イ 教職員や保護者の引率による集団や複数による下校
	①保護者は、帰宅した後に健康観察を行い、児童生徒等に異常があった場合にはすぐに学校へ連絡する。	①連絡を受けた学校は、健康状況を集約し、市町村立学校は市町村教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へ、国立学校は文部科学省へ、私立学校は県総務学事課へ報告する。

